

2020年8月24日

各位

会社名 株式会社ヘッドウォータース
代表者名 代表取締役 篠田 庸介
(コード番号：4011 東証マザーズ)
問合せ先 取締役管理本部長 原島 一隆
(TEL 03-5363-9361)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2020年8月24日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 100,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2020年9月7日開催予定の取締役会で決定する。)
- (3) 払込期日 2020年9月28日 (月曜日)
- (4) 増加する資本金及び
資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、2020年9月16日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 募集方法 発行価格での一般募集とし、みずほ証券株式会社、株式会社SBI証券、大和証券株式会社、楽天証券株式会社、松井証券株式会社、東海東京証券株式会社、極東証券株式会社及びあかつき証券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受けさせる。
引受価額は発行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (6) 発行価格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案の上、2020年9月16日に決定する。）
- (7) 申込期間 2020年9月17日（木曜日）から
2020年9月24日（木曜日）まで
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 株式受渡期日 2020年9月29日（火曜日）
- (10) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして、発行価格から引受価額を差し引いた額の総額を引受人の手取金とする。引受価額は発行価格と同時に決定する。
- (11) 払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新宿中央支店
- (12) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の承認が必要な事項は、今後開催予定の取締役会において決定する。
- (13) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 15,000株（上限）
（売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、または本株式売出しそのものが中止される場合がある。なお、売出株式数は、需要状況を勘案した上で、2020年9月16日（発行価格等決定日）に決定される。）
- (2) 売出人 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
みずほ証券株式会社
- (3) 売出方法 売出価格での一般向けの売出しである。
- (4) 売出価格 未定（上記1.における発行価格と同一となる。）
- (5) 申込期間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申込株数単位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株式受渡期日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 募集株式数 | 当社普通株式 100,000 株 |
| (2) 売出株式数 | オーバーアロットメントによる売出し (※)
当社普通株式 上限 15,000 株 |
| (3) 需要の申告期間 | 2020 年 9 月 9 日 (水曜日) から
2020 年 9 月 15 日 (火曜日) まで |
| (4) 価格決定日 | 2020 年 9 月 16 日 (水曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件に基づく需要状況等を勘案した上で決定する。) |
| (5) 申込期間 | 2020 年 9 月 17 日 (木曜日) から
2020 年 9 月 24 日 (木曜日) まで |
| (6) 払込期日 | 2020 年 9 月 28 日 (月曜日) |
| (7) 株式受渡期日 | 2020 年 9 月 29 日 (火曜日) |
| (※) オーバーアロットメントによる売出しについて | |

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が 15,000 株を上限株式数として行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は、上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主である篠田庸介（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、みずほ証券株式会社は、15,000 株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアオプション」という。）を、2020 年 10 月 23 日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、2020 年 9 月 29 日（上場日）から 2020 年 10 月 23 日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

みずほ証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式については、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、上記グリーンシュエアオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

があります。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	822,800株
公募による新株式発行による増加株式数	100,000株
公募後の発行済株式総数	922,800株

3. 調達資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 199,080 千円（※）については、AI ソリューション事業を推進するために必要な人材採用費及び人件費として 2020 年 12 月期に 8,000 千円、2021 年 12 月期に 116,400 千円、2022 年 12 月期に 74,680 千円をそれぞれ充当する予定であります。

また、上記調達資金につきましては、実際の充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（※）有価証券届出書提出時における想定発行価格 2,240 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

（1）利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題であると認識しております。しかしながら、現状におきましては、いまだ成長過程にあることから、内部留保を充実させ経営基盤の安定化を図るとともに、事業拡大のための投資等によって一層の企業価値向上を図る方針であるため、過去において配当を行っておりません。

（2）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、業容拡大のための設備投資資金等として有効に活用していく所存であります。

（3）今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

現時点において、配当実施の時期等については未定であります。適宜、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案し、内部留保とのバランスを図りつつ、配当の実施を検討してまいります。

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純利益	4,770.75円	52.83円	121.72円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	-円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)
実績配当性向	-%	-%	-%
自己資本利益率	13.2%	16.7%	30.1%
純資産配当率	-%	-%	-%

- (注) 1. 上記各数値は当社単体決算情報に基づき記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
3. 1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)、実績配当性向、純資産配当率については、配当を実施していないため、記載しておりません。
4. 自己資本利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であります。
5. 当社は、2020年6月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますが、2018年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益金額を算定しております。
6. 当社は、2020年6月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2017年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2017年12月期(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任あずさ監査法人の監査を受けておりません。

	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期
1株当たり当期純利益	23.85円	52.83円	121.72円
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	-円 (-円)	-円 (-円)	-円 (-円)

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

5. ロックアップについて

公募による募集株式発行に関連して、当社株主であるプライムロック 2号投資事業有限責任組合、プライムロック 1号投資事業有限責任組合、株式会社ベクトル、トリプルワン投資事業組合、株式会社 IBJ、株式会社 ROBOT PAYMENT、株式会社オークファン及び菅下清廣は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 90 日目の 2020 年 12 月 27 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が発行価格の 1.5 倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後にみずほ証券株式会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、貸株人である篠田庸介並びに当社株主である株式会社チェンジ、BC ホールディングス株式会社及び株式会社 AMBITION は、みずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2021 年 3 月 27 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式をみずほ証券株式会社が取得すること等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社はみずほ証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後 180 日目の 2021 年 3 月 27 日までの期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社は上記 90 日間または 180 日間のロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「4. 株主への利益配分」における今後の株主に対する利益配分に係る部分は、一定の配当を約束するものでなく、予想に基づくものです。

以 上

ご注意：この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。